

## 2 平成30年7月豪雨を踏まえた総合的な治水対策等の推進について

平成30年7月豪雨では、7月5日から本州に停滞する梅雨前線や台風7号の影響により、西日本を中心に11府県で大雨特別警報が発表されるなど各地で記録的な大雨となり、河川の氾濫や土砂災害により多数の死者を伴う甚大な災害となった。

関東地方においても平成27年9月関東・東北豪雨により茨城県や栃木県をはじめ各地で甚大な被害が発生している。

豪雨災害から命と暮らしを守るため、国や地方自治体では、これまでもハード・ソフトの両面から総合的な治水対策等を進めてきたが、近年、頻発・激甚化する災害を踏まえ、より一層、総合的な治水対策等を推進し、防災・減災対策を強化する必要がある。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 国の管理する大河川において大規模災害が発生した場合、被害が甚大かつ広範囲に及ぶため、国が責任を持って、治水対策を確実に推進すること。
- 2 (1) 地方自治体を実施する河川、下水道、流域対策など総合的な治水対策を推進するため、新たな施設の整備や既存施設の能力を増強する改築・更新などのハード対策やハザードマップの策定などのソフト対策が進められるよう、必要な財源を確保し、必要額を確実に配分すること。また、河川の流下能力を最大限活かすための河道の維持管理について、交付対象範囲を拡充すること。
- (2) 地方自治体を実施する砂防や治山などの土砂災害対策を推進するため、新たな施設の整備などのハード対策やハ

ザードマップの策定などのソフト対策が進められるよう、必要な財源を確保し、必要額を確実に配分すること。また、近年の土砂災害等では、土石流とともに流下する流木が被害を増大させているため、流木捕捉機能を備えた砂防堰堤や治山ダムなどの整備及び改良や、流木の発生源となるおそれのある荒廃森林の整備について更なる財政支援を行うこと。

- 3 洪水氾濫と土砂災害、山地災害による複合災害対策に関する研究の推進と技術的支援を行うこと。
- 4 市町村からの避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示などの避難情報について、住民が正しく理解し、適正な住民の避難行動につながるよう「避難勧告等に関するガイドライン」を見直すとともに、警報が持つ意味や市町村からの避難情報について、住民に対して一層の周知を図ること。